

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	清須市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kiyosu.aichi.jp/shisei_joho/shakaihoshzeibango/dokujiriyoutodokedejikou.html

執行機関名 清須市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立高等学校等授業料等補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年清須市条例第30号)別表第1 第12の項 私立高等学校等授業料等補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	清須市私立高等学校授業料等補助金交付要綱(平成17年清須市教育委員会告示第15号)第4条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この告示は、私立高等学校等に在籍する者に対して授業料等の補助を行うことにより公私立高校間における保護者負担の格差を正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、併せて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		清須市私立高等学校授業料等補助金交付要綱(平成17年清須市教育委員会告示第15号)